

労働者や事業主、人事労務管理担当者等を対象として、雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について解説するセミナーを開催する。労働契約法・労働基準法等、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務等をわかりやすく解説する。当セミナーは平成 22 年度から実施しているものであり、広く労働関係法令の周知・情報提供を行っているところである。

また、平成 25 年 4 月に施行された改正労働契約法の内容についても併せて周知を行うほか、同法第 18 条に規定されている「無期転換ルール」の導入を支援するため、無期転換制度の基本事項の解説や無期転換制度の具体的な導入方法の紹介を行う。さらに、副業・兼業の現状や促進の方向性、労使それぞれの留意点と対応方法をまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について周知を行う。

加えて、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込方法などに関する相談等に応じる個別相談も実施する。

〔開催概要〕

①参加申込型セミナー（通常型）

対 象：労働者、企業の人事労務担当者、事業主、就業希望者等

開催回数：8 回開催

開催期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 11 月（予定）

定 員：各回 100 名程度

参加費：無料

開催形式：オンライン

講演内容：研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」（約 60 分）、「無期転換ルールについて」（約 30 分）、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（約 30 分）を解説する。「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」では、労働契約等に関する基本的なルールについて具体例を挙げながら解説する。「無期転換ルールについて」では、企業活動に必要な人材確保に寄与することなどの無期転換のメリット等を紹介する。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、副業・兼業の現状や促進の方向性、労働者と企業それぞれの留意点をわかりやすく解説する。

時間	項目
13:00～15:10	受託業者によるセミナー※10 分間の休憩を含む。

②参加申込型セミナー（テーマ分割型）

対 象：労働者、企業の人事労務担当者、事業主、就業希望者等

開催回数：9 回開催

開催期間：令和 7 年 7 月 23 日～令和 7 年 12 月（予定）

定 員：各回 50 名程度

参加費：無料

開催形式：オンライン

講演内容：研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」、「無期転換ルールについて」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の3つのテーマのうち、1つのテーマについて解説する（約45分）。「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」では前記①の講演内容を簡潔に解説し、「無期転換ルールについて」及び「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では前記①の講演内容をより詳細に解説する。

実施月	時間
7、8、11、12月	12:00～12:45
9、10月	13:00～13:45

③講師派遣型セミナー

対 象：中小・小規模企業等が多数所属する業界団体及び労働組合などの労働者団体等

開催回数：16回開催

開催期間：令和7年7月～令和8年2月（予定）

定 員：各回100名程度

参加費：無料

開催形式：会場（依頼者の希望によりオンラインも可能）

講演内容：中小・小規模企業等が多数所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からの依頼により実施することとし、研修テキストを用いて、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について」（約60分）、「無期転換ルールについて」（約30分）、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（約30分）を解説する。労働契約法等の労働関係法令上の権利と義務、裁判例について、就業規則と労働契約、労働契約の変更、労働契約の終了に際し、トラブルになりそうな事案や無期転換ルール等について、依頼者視点での解説を行う。

④動画セミナー

前記①のセミナーと同様の内容の動画を公開している。

動画視聴は後述する専用webサイト等で視聴することができ、視聴のための申込み等は不要である。

⑤個別相談

対 象：労働者、企業の人事労務担当者、事業主、就業希望者等

開催回数：11回開催

開催期間：令和7年7月1日～令和7年12月9日（予定）

相談費：無料

開催形式：オンライン（前記③の参加者等の希望によりセミナー会場での実施も可能）

対応内容：労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談等に応じる。

〔申込方法〕

セミナー専用 web サイト (<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>) の申込フォームによる。

〔委託先会社〕

本事業は、株式会社読売エージェンシーに委託して実施する。

〔使用テキスト〕

- ・「『安心』して『働く』ためのルール～使用者と労働者の約束事＝『労働契約』とは～」(セミナー専用テキスト)

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/archive.html>

等